

# 外国人観光案内所の非常用電源装置等の支援

## 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金

(地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業(外国人観光案内所))

災害時におけるJNTO認定観光案内所の業務継続能力の強化を図るため、非常用電源装置等の設備に要する経費の一部について支援

1. 補助対象事業者 地方公共団体、民間事業者及び協議会等で、日本政府観光局が、**カテゴリⅡ以上の認定をした又は認定する見込みがある案内所、国際定期路線が就航する空港又は新幹線の駅若しくはその周囲に所在する案内所**であって**いずれかのカテゴリの認定をした又は認定の見込みがある案内所**

※以下の事業者への補助について、平成30年度内に限り可とする。

- ・東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社
- ・大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者(地方部以外の路線)
- ・航空旅客ターミナル施設(成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び大阪国際空港の航空旅客ターミナル施設)を設置し、又は管理する者

2. 補助率 国 : 1/2

3. 補助対象となる観光案内所に求められる機能

### ◆災害時の開所に関する基本的な考え方



- ①災害等の発生が業務時間内である場合には、**必要な安全の確認等を行った上で、可能な限り業務を継続すること。**
- ②災害等の発生が業務時間外である場合には、公共交通機関の運行状況や案内所が所在する地域における観光の状況に照らして、**訪日外国人旅行者による相談が見込まれる場合には、必要な安全の確認等を行った上で、可能な限り速やかに業務を開始すること。**
- ③①又は②の後には、少なくとも通常の業務時間内は業務を行い、**その後も訪日外国人旅行者より問い合わせが予見される場合は、可能な限り業務継続に努めること。**
- ④訪日外国人旅行者の求めに応じて、**公共交通機関の運行状況、宿泊や避難に関する情報等を案内するとともに、情報端末への充電サービスを提供すること。**
- ⑤災害等の発生時において、**英語のほか、多言語案内用タブレット端末又は多言語翻訳システム機器等の活用によることも含め、その他の外国語による対応も可能であること。**

### ◆情報端末への充電サービスが利用可能である旨の情報発信

- ・訪日外国人旅行者に対し、災害時の**情報端末への充電サービスが利用可能である旨を多言語でわかりやすく示すこと。**



4. 補助対象経費

非常用電源装置

蓄電池システム                      発電機

情報端末への電源供給機器 等

情報端末充電機器  
※複数台の充電が可能なもの      コードリール 等